

2 諸手当に関する状況

(3)住居手当

令和6年4月1日 現在 (単位:円)

団体名	35歳未満 のみ支給	支給限度額	
		借家・借間	持家
八 王 子 市	○	15,000	—
立 川 市	—	14,000	—
武 蔵 野 市	○	15,000	—
三 鷹 市	○	15,000	—
青 梅 市	○	15,000	—
府 中 市	○	15,000	—
昭 島 市	○	15,000	—
調 布 市	○	15,000	—
町 田 市	○	15,000	—
小 金 井 市	○	15,000	—
小 平 市	○	15,000	—
日 野 市	○	15,000	—
東 村 山 市	○	15,000	—
国 分 寺 市	○	15,000	—
国 立 市	○	15,000	—
福 生 市	○	15,000	—
狛 江 市	○	15,000	—
東 大 和 市	○	15,000	—
清 瀬 市	○	15,000	—
東 久 留 米 市	○	15,000	—
武 蔵 村 山 市	○	15,000	—
多 摩 市	○	15,000	—
稲 城 市	○	15,000	—
羽 村 市	○	15,000	—
あ き る 野 市	○	15,000	—
西 東 京 市	○	15,000	—
瑞 穂 町	○	15,000	—
日 の 出 町	○	15,000	—
檜 原 村	○	15,000	—
奥 多 摩 町	○	15,000	—
大 島 町	—	28,000	—
利 島 村	—	28,000	—
新 島 村	—	28,000	—
神 津 島 村	—	28,000	—
三 宅 村	—	28,000	—
御 蔵 島 村	—	28,000	—
八 丈 町	—	28,000	—
青 ケ 島 村	—	28,000	—
小 笠 原 村	—	28,000	—

※ 立川市: 令和7年4月1日から35歳未満で借家・借間に住む世帯主等に15,000円とすることで条例改正済み